

令和3年度 神戸市市民福祉調査委員会 成年後見専門分科会

日時：令和4年3月11日（金）
午前10時00分～12時00分
場所：オンライン開催

議 事 次 第

1. 開 会

2. 分科会長等の互選

3. 報 告

- (1) 神戸市における成年後見制度等の利用状況について
- (2) 市民後見人候補者の養成について
- (3) 三井住友銀行、みなと銀行との権利擁護に係る協定の締結について

4. 協議事項

- (1) 中核機関への移行及び権利擁護施策の拡充について

5. 閉 会

資 料

資料1	神戸市市民福祉調査委員会 成年後見専門分科会	委員名簿
資料2	神戸市市民福祉調査委員会 成年後見専門分科会	事務局名簿
資料3	神戸市における成年後見制度等の利用状況	
資料4	市民後見人候補者の養成	
資料5	銀行協定（三井住友銀行・みなと銀行）	
資料6-1	成年後見制度利用促進基本計画の工程表	
資料6-2	市町村計画の内容	
資料7-1	地域連携ネットワークと中核機関	
資料7-2	政令市の中核機関設置状況	
資料8-1	神戸市成年後見支援センターの現状及び将来的な取り組み・課題	
資料8-2	権利擁護施策の拡充（令和4年度予算概要）	
参考資料	神戸市市民福祉調査委員会条例 等	

令和4年2月28日現在

市民福祉調査委員会 成年後見専門分科会 委員名簿

(50音順・敬称略)

植戸 貴子	神戸女子大学健康福祉学部 教授
植野 礼子	池田宮川あんしんすこやかセンター 運営管理者
榎本 昌起	(一社)兵庫県社会福祉士会 ぱあとなあ兵庫 副運営委員長
澤井 靖人	(公社)成年後見センター・リーガルサポート 副理事長 (司法書士)
新庄谷 誠	近畿税理士会 成年後見支援センター 副センター長
種谷 有希子	高齢者・障害者総合支援センターたんぽぽ 幹事 (弁護士)
伴野 光男	(一社)コスモス成年後見サポートセンター兵庫県支部 支部長 (行政書士)
村上 英樹	シルバー法律研究会 代表幹事(弁護士)
山口 健也	(医)向陽会 向陽病院 院長(精神科医)
横川 一美	ひがしなだ障害者相談支援センター センター長
千葉 亜弓	【オブザーバー】 神戸家庭裁判所 主任書記官

令和4年2月28日現在

市民福祉調査委員会 成年後見専門分科会 事務局名簿

福祉局副局長	上田 智也
福祉局くらし支援課長	若杉 穰
福祉局介護保険課長	内藤 康史
福祉局介護保険課担当課長	田月 幸一
福祉局障害者支援課長	奥谷 由貴子
神戸市社会福祉協議会事務局長	伊藤 正

神戸市における成年後見制度等の利用状況等について

資料 3

○成年後見支援センター相談件数

	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2
来所等	1,036	1,395	1,383	1,261	1,284	1,244	1,242	1,105
専門相談	40	96	83	91	112	125	98	93

○市区町村長申立件数

		H28	H29	H30	R 1	R 2
成年後見関係事件 申立件数（後見、保佐、補助、任意後見含む）						
	全国	34,249	35,737	36,549	35,959	36,858
	神戸家裁管内(兵庫県)	1,716	1,759	1,766	1,749	1,951
市区町村長申立件数						
	全国	6,466	7,037	7,705	7,837	8,822
	神戸家裁管内(兵庫県)	266	263	277	237	269
神戸市長申立件数(4～3月)		54	61	60	63	72

○市長申し立て・市民後見人養成の状況（R2年度末）

	市長申立 件数				市民後見人養成	
	申立件数	高齢	障害	政令市順位 (対人口比)	登録者数	受任実績
神戸	72	59	13	14	92	92
札幌	55	38	17	19	117	24
仙台	22	19	3	20	5	23
さいたま	65	57	8	13	22	6
千葉	59	46	13	8	106	12
横浜	178	157	21	15	66	79
川崎	84	80	4	12	41	35
相模原	44	37	7	9	44	22
新潟	81	70	11	2	0	0
静岡	45	39	6	7	13	1
浜松	46	40	6	10	0	0
名古屋	81	65	16	17	107	59
京都	105	94	11	6	79	67
大阪	274	237	37	4	286	272
堺	46	41	5	11	59	38
岡山	118	86	32	1	0	0
広島	87	76	11	5	34	1
北九州	32	24	8	18	36	2
福岡	62	58	4	16	0	0
熊本	75	68	7	3	9	3

○成年後見制度利用支援事業

(単位：円)

			申立費用助成		後見報酬助成		合計	
			件数	金額	件数	金額	件数	金額
H28年度	認知症		3	16,714	25	4,636,407	28	4,653,121
	知的・精神		3	16,704	12	2,520,919	15	2,537,623
	H28年度合計			6	33,418	37	7,157,326	43
H29年度	認知症		5	26,546	27	4,724,705	32	4,751,251
	知的・精神		0		18	4,179,502	18	4,179,502
	H29年度合計			5	26,546	45	8,904,207	50
H30年度	認知症	市長申立	5	28,220	41	7,347,875	46	7,376,095
		本人・親族申立	-	-	54	10,657,521	54	10,657,521
		計	5	28,220	95	18,005,396	100	18,033,616
	知的・精神	市長申立	1	5,394	16	2,917,842	17	2,923,236
		本人・親族申立	-	-	53	11,688,060	53	11,688,060
		計	1	5,394	69	14,605,902	70	14,611,296
	H30年度合計			6	33,614	164	32,611,298	170
R1年度	認知症	市長申立	6	33,572	39	6,880,891	45	6,914,463
		本人・親族申立	-	-	94	19,779,904	94	19,779,904
		計	6	33,572	133	26,660,795	139	26,694,367
	知的・精神	市長申立	0	0	18	3,255,026	18	3,255,026
		本人・親族申立	-	-	73	14,604,903	73	14,604,903
		計	0	0	91	17,859,929	91	17,859,929
R1年度合計			6	33,572	224	44,520,724	230	44,554,296
R2年度	認知症	市長申立	2	8,996	30	5,487,130	32	5,496,126
		本人・親族申立	-	-	138	24,735,258	138	24,735,258
		計	2	8,996	168	30,222,388	170	30,231,384
	知的・精神	市長申立	1	58,872	8	1,660,635	9	1,719,507
		本人・親族申立	-	-	85	17,012,510	85	17,012,510
		計	1	58,872	93	18,673,145	94	18,732,017
R2年度合計			3	67,868	261	48,895,533	264	48,963,401

1. これまでの取り組み

- 本市では平成 23 年度から第 1 期の養成研修を実施
- 現在、169 名が研修修了し、100 名が候補者名簿に登録

市民後見人養成状況（候補者名簿登録者数）

		修了者数	候補者名簿 登録者数 (R3. 12)
第 1 期	平成23年度	39名	12名
第 2 期	平成24年度	27名	8名
第 3 期	平成25～26年度	24名	14名
第 4 期	平成27年度	27名	19名
第 5 期	平成28年度	30名	25名
第 6 期	平成30年度	10名	10名
第 7 期	令和 3 年度	12名	12名
		169名	100名

2. 現在の受任状況

- 市民後見人の受任対象案件は、
 - ① 多額の資産や負債がない
 - ② 親族間の紛争や権利侵害がない
 - ③ 施設入所もしくは入所を予定されている方
 といった財産管理や身上監護に困難性がないと判断されるケースを対象としている。
- 市社会福祉協議会が成年後見監督人として選任を受けて、全面的な支援を行いながら活動中
(令和 3 年 12 月末現在：27 件が受任活動中)
- 受任中の 27 名のうち、同時受任可能という意向をお持ちの方が 6 名、受任が終了した後も
2 件目として取り組みたいという意向をお持ちの方が 9 名となっている。
- 現在受任していない 73 名のうち、21 名（経験者：9 名 未経験者：12 名）が新たに受任
可能との回答あり。

【参考】市民後見人選任審判

(令和 3 年 12 月末現在) 92 件 (うち死亡等により 65 件終了)

記者提供資料（令和3年10月1日）

神戸市と三井住友銀行、神戸市とみなと銀行、それぞれとの連携による 高齢者・障害者及びその家族の金銭管理における権利擁護に関する連携協定の締結 ～金融機関と神戸市の地域連携による権利擁護の促進～



みなと銀行



急速な高齢化が進行するなか、将来的には誰もが自分自身や家族の認知判断能力や身体機能の低下に直面する可能性があります。

神戸市では、2018年に、「認知症の人にやさしいまちづくり条例」を制定し、認知症高齢者を社会全体で支えてくための取り組みとして「認知症神戸モデル」を推進するなど、2020ビジョンで掲げた「安心なくらしづくり」の実現に向け、高齢者や障害者の安心・安全な生活環境の充実に取り組んでいます。

一方、地域社会の生活インフラとして重要な役割を担う金融機関においても、認知症高齢者をはじめ判断能力が低下した顧客との金融取引に対応する機会が増加していますが、その強化、改善をしていくことが求められています。そうしたなか、令和3年2月には、全国銀行協会から「金融取引に関する考え方および銀行と行政、社会福祉関係機関等との連携強化に関する考え方」が示されました。

このような状況において、高齢者や障害者の方、その家族の金銭管理を中心とした権利擁護を進め、安心して日常生活を送ることのできる生活環境の推進をすることが重要となります。その実現には、行政と市民の資産管理にかかわる金融機関との連携強化が求められます。

そこで、このたび、神戸市民の多くが利用されている三井住友銀行及びみなと銀行との間で連携協定を締結することといたしました。

1. 協定の締結

名称：高齢者・障害者及びその家族の金銭管理における権利擁護に関する連携協定

締結日：令和3年10月1日

締結の相手方：株式会社三井住友銀行、株式会社みなと銀行とそれぞれ締結

2. 協定項目

(1) 高齢者・障害者及びその家族の相談時の支援及び情報連携に関すること

「認知症神戸モデル」の認知症診断後に受診者に発行される「認知機能精密検査結果」を、両行で預金取引が必要になった際、本人の認知判断能力や身体機能を確認する場合の資料として活用可能とする。

《具体の事例》親の判断能力の低下、家族では成年後見制度の活用を検討しているが、後見人が決まるまでの期間、医療・介護費用の支払いが必要

(2) 単身の高齢者等の支援に関する調査・研究に関すること

成年後見人など、第三者が高齢者等の金銭管理を実施する場合の支援充実を図るため、調査・研究に取り組む。

(3) 成年後見制度等の利用促進に関すること

認知症など金融取引に不安が感じられる方について、銀行窓口で把握した際、神戸市（市社会福祉協議会）の相談窓口へ取り次ぐなど、機会を捉えた早期相談を推進する。

また、神戸市（市社会福祉協議会）への相談の機会に、両行の提供するサービスが必要である方を把握した際について、相談者の情報を両行と連携するなど、相談が必要な方を早期発見するための連携強化を図る。

成年後見制度利用促進基本計画の工程表

		29年度	30年度	31年度※	32年度	33年度	
I	制度の周知	パンフレット、ポスターなどによる制度周知					
II	市町村計画の策定	国の計画の周知、市町村計画の策定働きかけ、策定状況のフォローアップ					
III	利用者がメリットを実感できる制度の運用 ・適切な後見人等の選任のための検討の促進 ・診断書の在り方等の検討 ・高齢者と障害者の特性に応じた意思決定支援の在り方についての指針の策定等の検討、成果の共有等	適切な後見人等の選任のための検討の促進		新たな運用等の開始、運用状況のフォローアップ			
		診断書の在り方等の検討					
		意思決定支援の在り方についての指針の策定等の検討、成果の共有等					
IV	地域連携ネットワークづくり ・市町村による中核機関の設置 ・地域連携ネットワークの整備に向けた取組の推進	中核機関の設置・運営、地域連携ネットワークの整備					
		相談体制・地域連携ネットワーク構築支援 (各地域の取組例の収集・紹介、試行的な取組への支援等)		相談体制の強化、地域連携ネットワークの更なる構築			
V	不正防止の徹底と利用しやすさの調和 ・金融機関における預貯金等管理に係る自主的な取組のための検討の促進等 ・取組の検討状況等を踏まえたより効率的な不正防止の在り方の検討	金融機関における自主的な取組のための検討の促進		取組の検討状況・地域連携ネットワークにおける不正防止効果を踏まえたより効率的な不正防止の在り方の検討			
		専門職団体等による自主的な取組の促進					
VI	成年被後見人等の医療・介護等に係る意思決定が困難な人への支援等の検討	医療・介護等の現場において関係者が対応を行う際に参考となる考え方の整理		参考となる考え方の周知、活用状況を踏まえた改善			
VII	成年被後見人等の権利制限の措置の見直し	成年被後見人等の権利制限の措置について法制上の措置等 目途：平成31年5月まで					

施策の進捗状況については、随時、国において把握・評価し、必要な対応を検討する。
※基本計画の中間年度である平成31年度においては、各施策の進捗状況を踏まえ、個別の課題の整理・検討を行う。

出典：厚生労働省 成年後見制度利用促進基本計画

神戸市における市町村計画の内容について

1. 成年後見制度利用促進基本計画について

- 成年後見制度の利用の促進に関する法律（以下「促進法」という。）第12条第1項の規定に基づく、成年後見制度利用促進基本計画が平成29年3月24日に閣議決定された。
- 当基本計画は、平成29年度から令和3年度までの概ね5年間を念頭に定められている。
- 促進法第14条第1項に基づき、当基本計画において、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「市町村計画」という。）を定めるよう努めるものとされている（努力義務）。

第14条第1項 市町村は、成年後見制度利用促進基本計画を勘案して、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるよう努めるとともに、（略）

2. 市町村計画の策定について

神戸市においては、下記の計画内に権利擁護に関する項目を設け、市町村計画に位置付けている。

①第8期神戸市介護保険事業計画・神戸市高齢者保健福祉計画

第3節 権利擁護/虐待防止対策			
項目	取組状況、計画策定時(R1)実績	取組状況（令和3年度）	
福祉サービス利用 援助事業の推進	福祉サービスの手続きの手伝いや日常の金銭管理、重要書類の預かりなどを行う。(R1利用(契約)者数：618名)	利用(契約)者件数：574件 (令和3年12月末現在)	
専門職団体との更なる連携	専門職団体との連携を強化し、市長申立の書類作成委託等の施策を推進する。(R1専門相談件数：98件)	専門相談件数：50件 (令和3年11月末現在)	
市民後見人の養成・支援	市民後見人の育成を推進し、市民後見人が相談員となる相談室設置により、権利擁護施策の制度周知を図る。 (R1市民後見人登録者数：102名 R1相談室相談数：98件)	市民後見人登録者数：100名 相談室相談数：42件 (令和3年12月末現在)	
成年後見制度利用 支援事業の実施	成年後見制度の利用にあたり、費用(申立て費用及び報酬)を負担することが困難である者に対して助成を行う。 (R1助成者数：139名)	助成者数：129名 (令和3年12月末現在)	

②神戸市障がい者保健福祉計画

第2章 実現に向けた施策 (6) 権利擁護・差別の解消

i) 成年後見制度の周知・利用促進

各区の「成年後見制度の利用手続き相談室」において市民からの相談に応じるほか、出前トークなどの説明会を実施し、成年後見制度の周知を図る。また、成年後見セミナーを開催し、周知と併せて、後見活動を行う市民の資質向上を図る。

障害者相談支援センターが成年後見支援センターなどと協力し、成年後見制度の利用が必要な方の早期発見・相談を行い、本人の権利擁護につなげる。

成年後見支援センターにおいて、市民後見人の養成研修などを実施し、後見人担い手の養成および活動を支援する。また、弁護士や司法書士などの専門職による相談を実施し、書類作成の業務補助を受けることができる環境を整備する。さらに、専門職団体や関係機関からの協力を得ることのできる地域連携ネットワークの構築を目指す。

ii) 福祉サービス利用援助の活用促進

こうべ安心サポートセンターにおいて、判断能力が不十分などの理由で日常生活を営む上で支障のある障がいのある人に、日常的金銭管理サービスなどを行う福祉サービス利用援助事業を実施する。

サービス利用者の判断能力の低下に伴い、成年後見人の選任などが必要となった場合には、成年後見支援センターと連携し、成年後見制度への移行が円滑に行われるよう支援する。

I 成年後見制度の利用促進に当たっての基本的な考え方及び目標

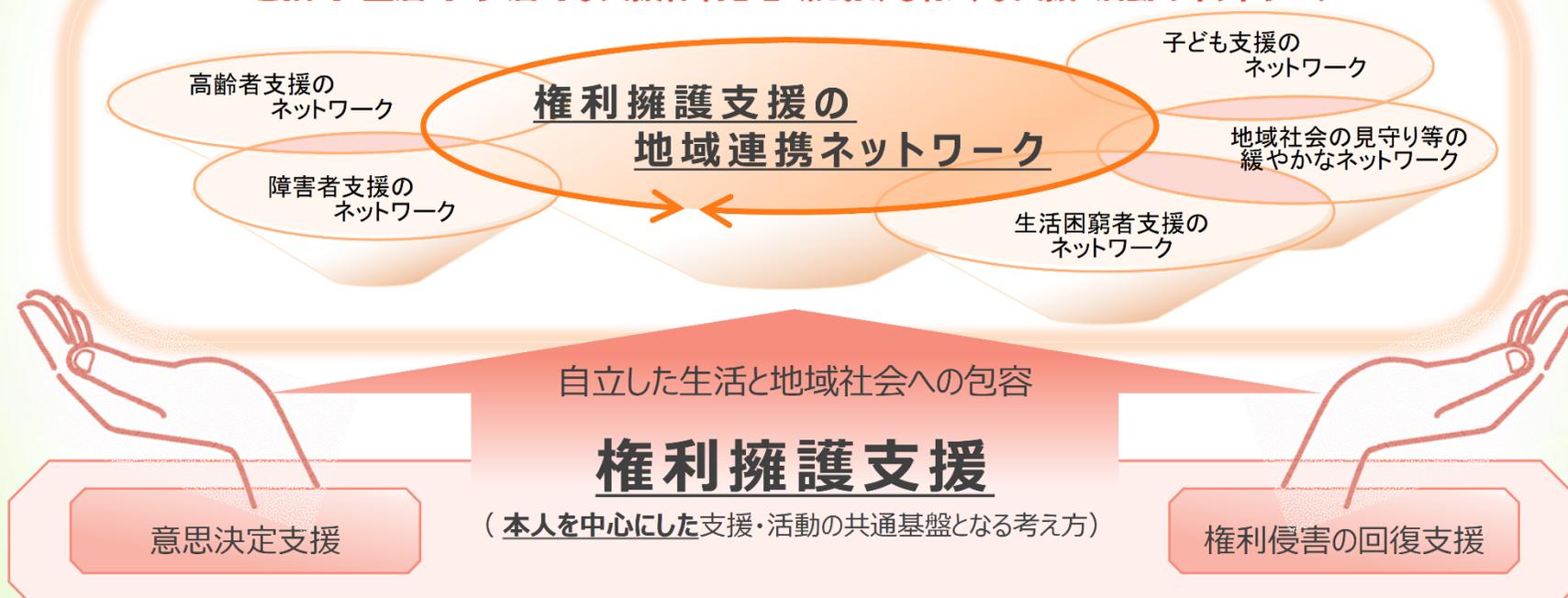
～基本的な考え方：地域共生社会の実現に向けた権利擁護支援の推進～

- 地域共生社会は、「制度・分野の枠や『支える側』と『支えられる側』という従来の関係を超越して、住み慣れた地域において、人と人、人と社会がつながり、すべての住民が、障害の有無にかかわらず尊厳のある本人らしい生活を継続することができるよう、社会全体で支え合いながら、ともに地域を創っていくこと」を目指すもの。
- 第二期基本計画では、地域共生社会の実現という目的に向け、本人を中心にした支援・活動における共通基盤となる考え方として「権利擁護支援」を位置付けた上で、権利擁護支援の地域連携ネットワークの一層の充実などの成年後見制度利用促進の取組をさらに進める。

地域共生社会の実現

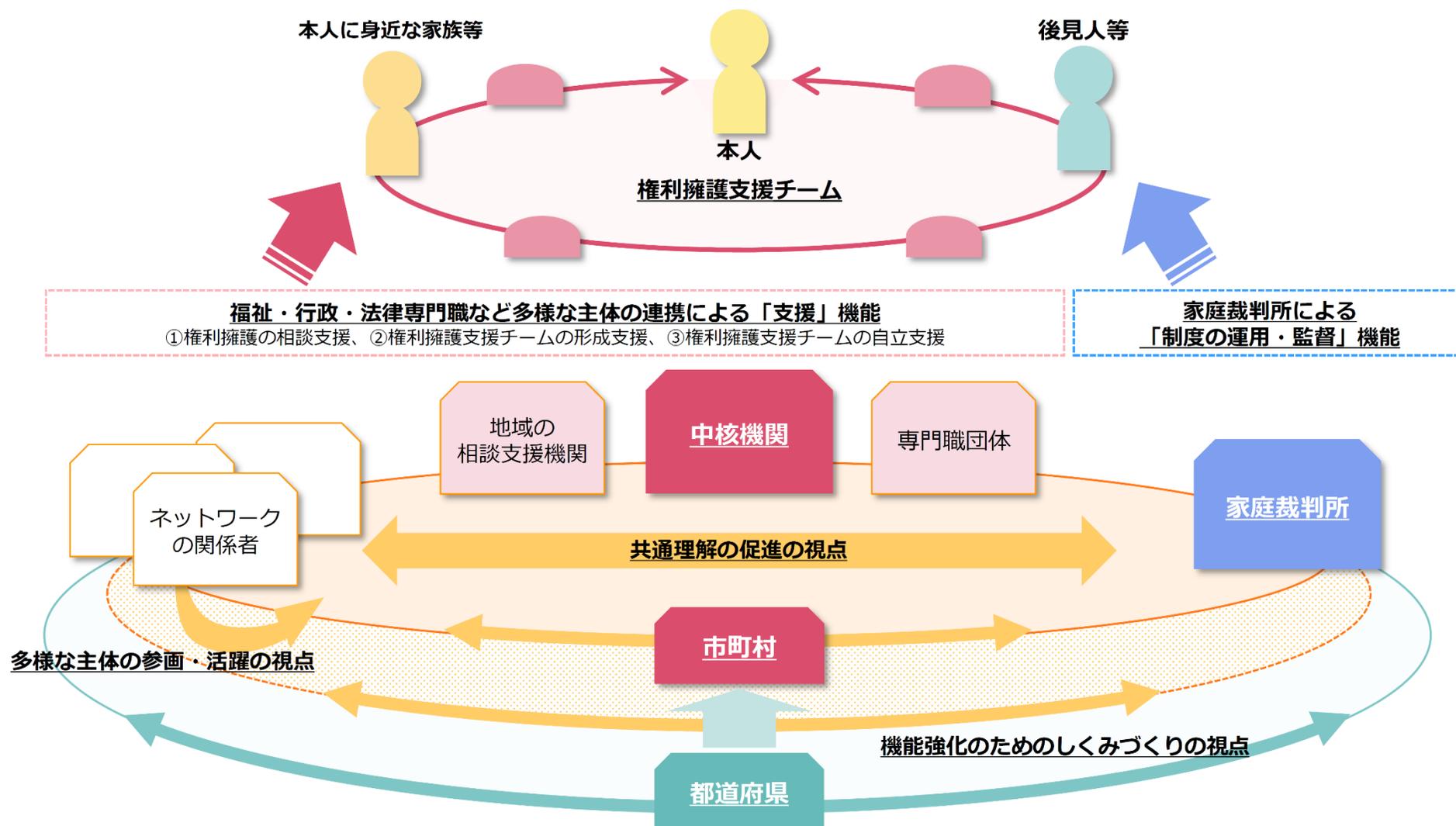
成年後見制度利用促進法 第1条 目的

包括的・重層的・多層的な支援体制と地域における様々な支援・活動のネットワーク



3 権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり ～権利擁護支援の地域連携ネットワークのイメージ～

- 権利擁護支援の地域連携ネットワークとは、「各地域において、現に権利擁護支援を必要としている人も含めた地域に暮らす全ての人々が、尊厳のある本人らしい生活を継続し、地域社会に参加できるようにするため、地域や福祉、行政などに司法を加えた多様な分野・主体が連携するしくみ」である。



政令市の中核機関設置状況（令和4年1月末時点）

○=実施中 △=実施予定 ×=未実施

政令市		神戸市	札幌市	仙台市	さいたま市	千葉市	横浜市	川崎市	相模原市	新潟市	静岡市
中核機関		△	△	×	○	○	○	○	○	○	○
		R4予定	R3予定	R4以降	R3	H30	R2	R3	R3	R3	R2
(参考) 成年後見支援センターの設置時期		H23	H20	H19	H24	H22	H10	H18	H30	H25	R2
広報機能	広報物配布・研修等	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
相談機能	職員による相談対応	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	専門職との連携等	○	△	○	○	○	○	○	○	○	○
制度の利用促進 (マッチング・後見人 担い手の育成)	受任者調整	○	○	○	×	○	○	○	○	○	○
	担い手育成・活動促進	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
後見人支援	相談支援、研修等	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

政令市		浜松市	名古屋市	京都市	大阪市	堺市	岡山市	広島市	北九州市	福岡市	熊本市
中核機関		○	○	○	○	○	○	○	○	○	△
		R元	R2	R元	H30	R2	R2	R3	R元	R3	R3
(参考) 成年後見支援センターの設置時期		R元	H22	H24	H19	H25	R2	R3	H12	R3	-
広報機能	広報物配布・研修等	○	○	○	○	○	○	○	○	○	△
相談機能	職員による相談対応	○	○	○	○	○	○	○	○	○	△
	専門職との連携等	○	○	○	○	○	○	○	○	○	△
制度の利用促進 (マッチング・後見人 担い手の育成)	受任者調整	△	○	○	○	○	○	△	○	○	△
	担い手育成・活動促進	○	○	○	○	○	○	△	○	○	○
後見人支援	相談支援、研修等	○	○	○	○	○	△	△	○	○	△

神戸市成年後見センターの現状及び 将来的な取り組み・課題

求められる機能

広報 機能

- 【成年後見制度の広報・PR】
- 成年後見セミナーの開催
(年1回(定員200名))
 - 制度活用パンフレットの配布
 - 出前トークへの参加 (R2年度: 10回)
 - 成年後見制度の利用手続き相談室の開催 (R2年度: 47回)

将来的な取り組み・課題

《将来的な取り組み》

- 地区民児協や高齢者ふれあい給食会での出前トークなど
- 銀行協定に基づく広報物の配架
- 研修等のオンライン配信

《課題》

- 取り組みの発信及び広報ツールの検討

相談 機能

- 一般相談
月曜から金曜 9:00~17:00
(R2年度: 1,012件)
- 専門職相談
弁護士・司法書士・社会福祉士
第1~第4火曜 13:30~16:30
(R2年度: 93件)
- 成年後見制度の利用手続き相談室の開催【再掲】

《将来的な取り組み》

- 関係機関からの要請に基づく地域へ出向いた相談対応(アウトリーチ)
- 専門職への早期相談
- 銀行との連携強化

《課題》

- 多様な相談方法の検討

制度の 利用 促進

(マッチング・
後見人担い手
の育成)

- 成年後見判定部会
市長申立予定者について、専門職又は市民後見人を候補者とするための判断を行う。(R2年度: 14回/74件)
- 市民後見受任調整会議
市民後見人候補者と本人との事前面会、実際の後見活動を想定した上で、マッチングを行う。(R2年度: 5回/6件)
- 市民後見人の養成 (H23年度~)
R3. 12時点で100名が登録。
(受任実績: 92件)

《将来的な取り組み》

- 市民後見人の担い手育成

《課題》

- 若年の働く世代の参画

後見人 支援

- 後見監督
市民後見人の後見監督人として市社協が選任。事務報告書の作成など、市民後見人を全面的に支援。
(R2年度: 相談対応2,573件)
- 市民後見人研修
登録された市民後見人候補者を対象とした研修を実施し、制度に関する知識の取得や事例の研究等を通じて、資質向上を図る。(R2年度: 2回)

《将来的な取り組み》

- 親族後見人向けの研修・個別相談会や、法人スタッフ向けの研修・情報交換会の開催

《課題》

- オンライン研修の検討
- 研修材料の検討

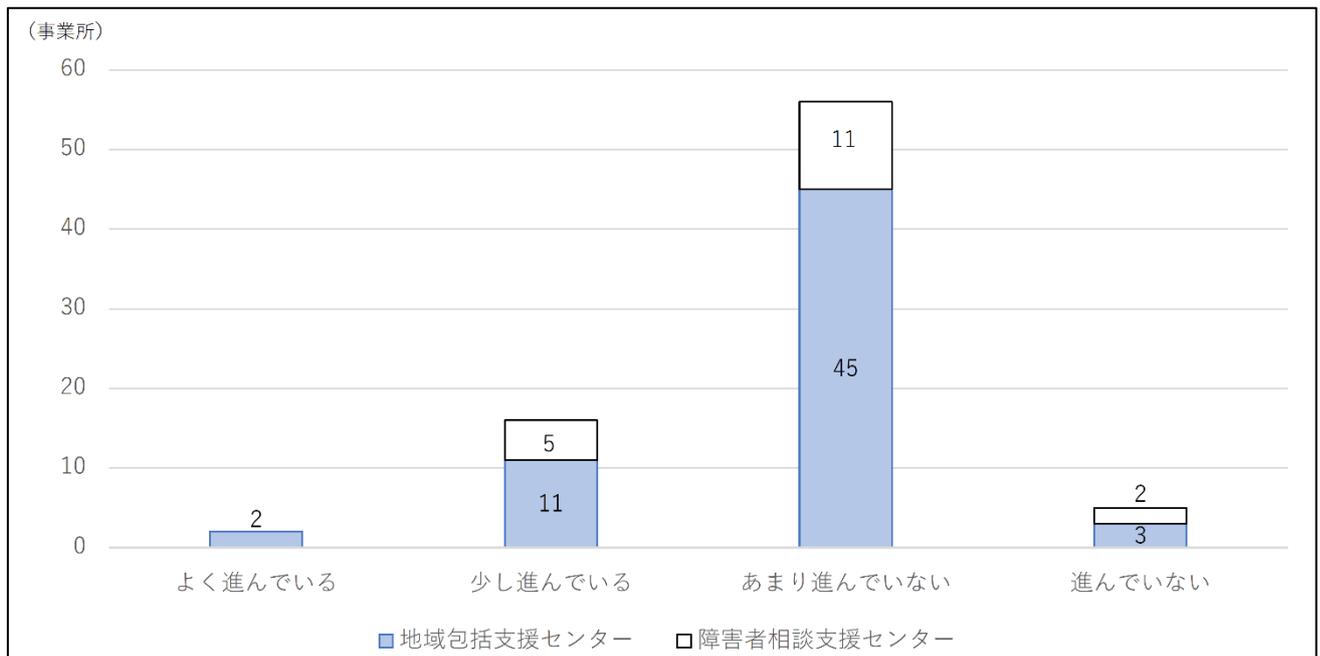
「権利擁護・成年後見制度」利用支援に関するアンケート2021の結果（概要）

- 調査期間 令和3年9月1日（水）～30日（木）
- 調査対象 あんしんすこやかC・障害者相談支援C 計95ヶ所（回答数79ヶ所。回答率83%）
- 調査目的 地域において権利擁護業務を担っている地域包括支援センター・障害者相談支援センターにおける支援の現状や困りごとを把握し、機能充実に向けた基礎資料とする
- 調査内容 成年後見制度の利用支援・周知について/神戸市成年後見支援センターについて（16問）
- 実施主体 社会福祉法人神戸市社会福祉協議会神戸市成年後見支援センター
- 実施協力 神戸市福祉局 介護保険課、障害者支援課、暮らし支援課

アンケート結果（抜粋）

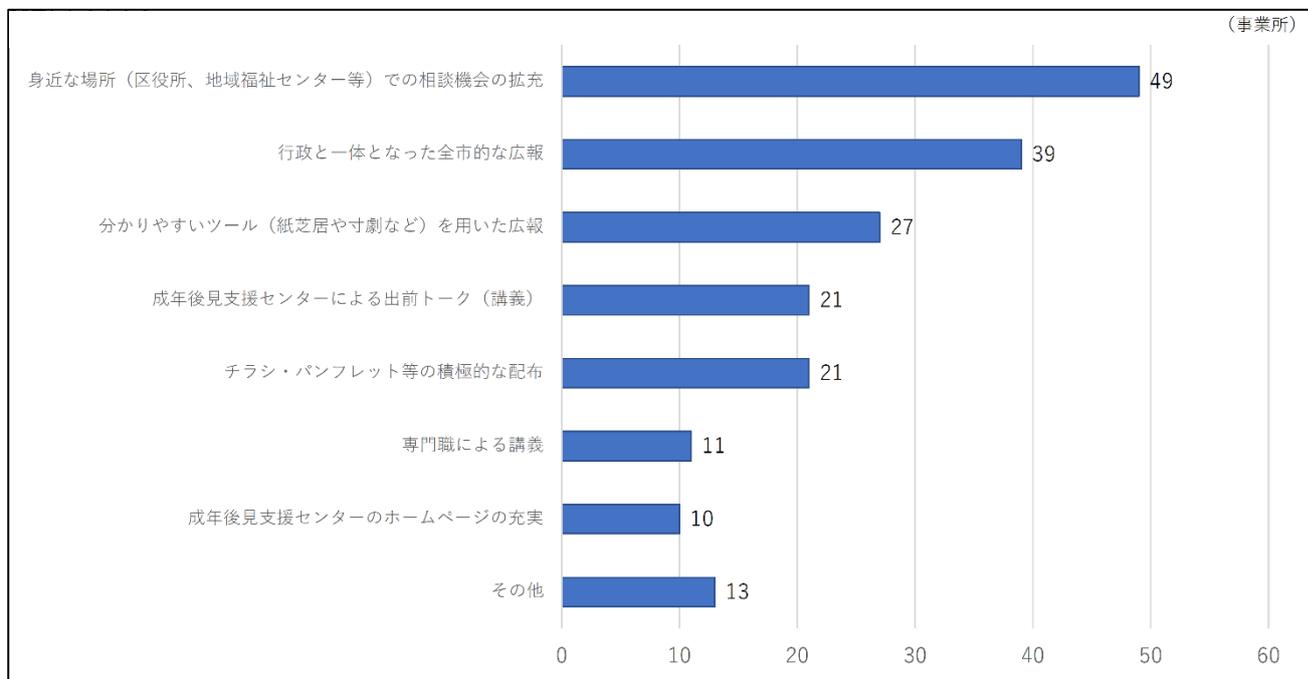
【問11】 成年後見制度の住民への周知は進んでいると思うか（1つ）

→制度の周知については、77%が「あまり進んでいない」「進んでいない」と回答している。



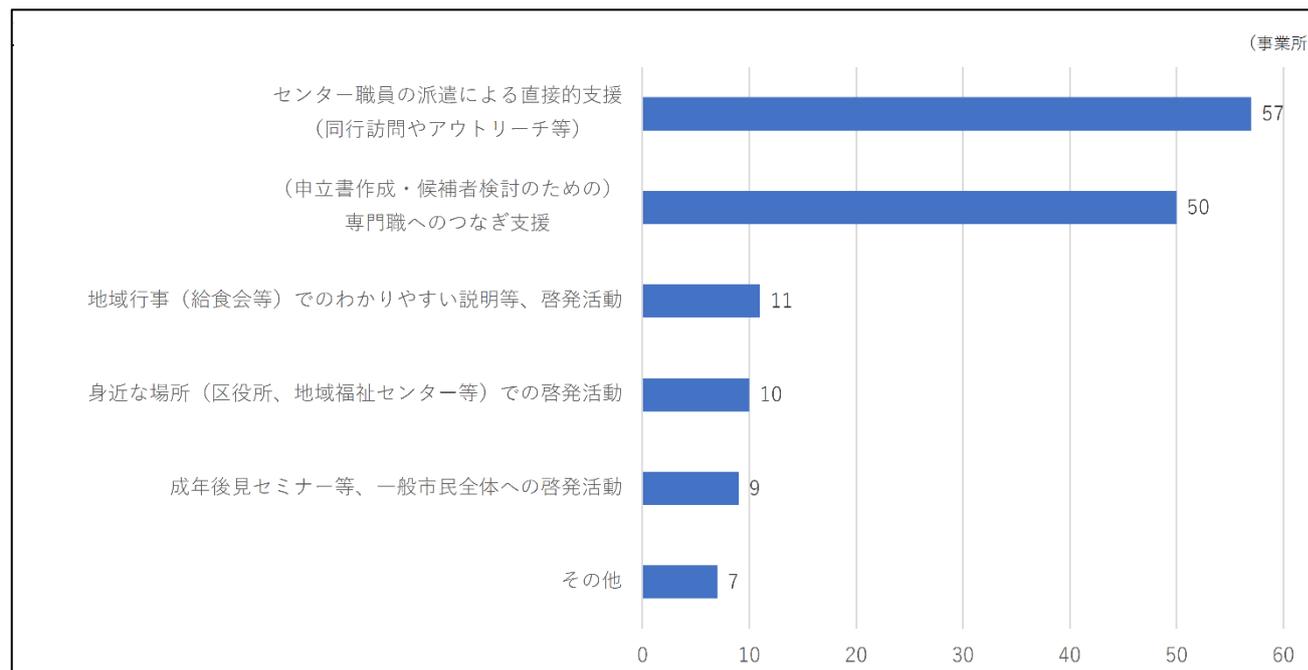
【問12】 住民への制度周知のために何が効果的か（3つまで）

→ 「身近な場所での相談機会の充実」が62%、「行政と一体となった全市的な広報」が49%、「わかりやすいツール（紙芝居や寸劇など）を用いた広報」が34%と続いている。



【問15】 神戸市成年後見支援センターに期待する機能について（2つまで）

→ 「センター職員の派遣による直接的支援（同行訪問やアウトリーチ等）」が72%、「（申立書作成・候補者検討のための）専門職へのつなぎ支援」が63%と大きな割合を占めている。



【令和4年度 実施事業】

①成年後見制度の相談支援体制強化及び利用促進

権利擁護にかかる地域連携の仕組みである地域連携ネットワークの中核的な機関（中核機関）として、成年後見支援センターの機能を拡充し、支援者からの要望が増えているセンター職員による関係機関に出向いた相談対応や、後見人に対する相談支援、地域における制度の周知・広報等を行い、成年後見制度の更なる普及を図り、相談が必要な方の早期発見に努める。

相談&連携の強化	(1) 早期相談につなげるための個別支援の実施
	関係機関（あんしんすこやかセンター等）からの要請に応じて地域へ出向き、対象者の支援者との連携を図り、必要に応じて専門職（弁護士・司法書士等）への早期の相談につなげる。 ※現在は受動的な相談対応であり、アウトリーチを実施していない。
	(2) 三井住友・みなの銀行との連携強化（R3.10 連携協定締結）
	銀行と市社協の連携を強化し、成年後見に関する相談が必要な方を銀行窓口で把握した際、市社協の相談窓口へ取り次ぐなど、早期相談を推進する。また、市社協への相談の機会に、制度の活用と合わせて銀行窓口へ案内すべき方を把握した際、銀行窓口を案内する。
広報の強化	(3) 区域・生活圏域単位での理解促進事業の実施
	地区民児協や高齢者ふれあい給食会での出前トークなど
後見人の支援	(4) 後見人（親族・法人）のスキルアップと基盤強化
	・親族後見人向け：研修会、個別相談会 ・法人スタッフ向け：研修・情報交換会

②日常生活自立支援事業の利用促進

専門員を増員し、これまで初期相談から契約締結に至らず利用につながっていない潜在的な利用希望者の掘り起こしを行う。

- ・高齢化に伴い、認知症など意思判断能力が低下した人が増加する一方、本市における「日常生活自立支援事業」の契約数は継続ケースを含めて年間約600件であり、近隣政令市と比較して利用率が低い。
- ・新規の相談は年間500件以上あるものの、契約までの準備等の間に相談者が諦めてしまうことも多く、2割程度しか実際の利用につながっていない（一番ネックとなるのは、利用希望者の収支情報の把握）
- ・市民のニーズに応えるため、初期相談から契約締結までの支援を中心に担う専門員を増員し利用者数の増加を図る。令和4年度は年間800件（前年度比+200）の利用を見込む。